山口県告示第百四十六号

間、

評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十七日から同年六月十六日までの

山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

小郡インター流通団地土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課)…………………六

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(監理課)七

口

建設業の営業の停止命令

○公安委告示

山

○監査告示

外部監査人の補助者の氏名等…………………………………………………………………………七

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………七

○告示

目

次

5 月27日 (金曜日)

令和 4

年

に供する。

所在地 名称 工場又は事業場の名称及び所在地 申請者の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 令和四年五月二十七日

所

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

東洋鋼鈑株式会社

山口県知事

村

岡

嗣

政

六六 類 能 (t/月力 一、三七六 令和四、 構 年予工 月 月 月 日 定手

(環境政策課) ………三

(環境政策課) ………一

三

特定施設に関する事項

下松市大字東豊井一三〇二番地の一 東洋鋼鈑株式会社下松事業所

種類、

構造及び使用時間間隔等

種 十六号の電気めっき施設をいう。 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号) 一令和 ○、五 三 ○ 年予工 月 月 完成 日定成 造 令 一和 ○五、 令 一和 一五、 年予使 月 開 日定始 連 間使用 時間 使 続 時り一 の日 使当 間用た 一四時間 別表第一第六 方 動 の 概 要 節 的 変 変動なり 法

Щ

 \Box

種

類

通水素イ

常し、水素指数)大

化学水

的

的酸素要求量

常最

通浮遊汚

常物

通

常最

通

常最

大通

最

大

汚水等の一日当たりの量

 $\stackrel{-}{\widehat{m^3}}$

mg質 染

ℓ素 の

窒状

態

値

汚

等

0)

"	"	三	一 · 六	"	"	五	==0		一八八		九≀五	七.五	処理後		施設
六八、二六七	五七、四四九	"	五二	一 八 · 四	一三・七	三九	二〇六	一 一 〇 六	11111	1 1111	_ ○ 五 \ 三	六	処理前	凝集沈殿処理	中和・凝集
"	"	"	"	"	"	″	五一	110	"	"	"	11	処理後	方	j
四七、六三七	四〇、六二四		六二		一 七 九	検出せず	五六		110	九	三 二.八 (三	Ξ	処理前	里 布 没	元
最大	通常	最大	通常	最大	通常	大	大	通常	最大	通常		通常			
だりの量 (m)	汚水等の一日当たりの量 (m)	燐% ng ℓ		ng / e 素	窒	ng鉱 / 鉱油類	(物 mg/l f)(物 質 量	浮遊	ng 一 要 求 量	化学的酸素要求量	(水素指数) 一	水素イオ	項目	類	種
3	う () ()		値	0)	能	状	染	汚	の	等	水	汚			
							守 の 量 	びに汚水等	窓の値並ぶ	の汚染状態	の汚水等の	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並	る処理前	全施設によ	二) 処理
				"		"	"	凝集沈殿	中和・お	0,000	八		"	凝集沈殿処理	施中和 ・凝集
л. Х /		ŧ	なし	変動な	時間	二四四	連続	元	還	五〇、〇〇〇	五	リート製	コンク	理施設	還元処
年 月 日	年 月 日	年 月 日		概季節的変動の	用当 時た 間り	の一使日	間使 用 時 隔間	の方式	処理	田力	能	造	構	類	種
												用時間間隔等関する事項	使に	然、構造及び特の処理施設	四汚水等の
											て準用する。	この表について準		の表の備考は、	備考
"	"	"			七	 一 九	"	"	"	"		_ <u>0 </u>	八	"	
一、八〇〇	一、五〇〇	検出せず	出せず	せ ず 検	横出	検出せば	1110	110	0	五		二 九 \ 五	五 五.	六六	

五.
排出水
の汚染状態
態の値及び
5排出水
の量

No. 3	No. 2	No. 1		排	
排	排	排			
水	水	水		水	
	П	П		П	
"	"	七 五 五	通常最	水素イオン	排
"	八~七	九≀五	大	指数)	出
11			通常最	化学的酸素要	水
"	=	一八八	大	安求量	の
"	_		通常	浮遊	汚
		_	最	物 (mg/ℓ) 量	染
"	五検	Ö	大	○里	
"	快出せず	五.	最大	mg鉱油類 ℓ)	状
"	検出せず	一三・七	通常	窒	報
"	検出せず	一八.四	最大	(mg/ / e)素	0)
"	検出せず	_	通常		値
"	検出せず	・六三・四	最大	燐ル mg / ℓ)	
1,000	0	五七、四四九	通常	担出水の一日当たりの量(m	# 1 C) - []
一、五〇〇	-, 000	六八、二六七	最大	こたりの量 (m)	331

山口県告示第百四十七号

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

衆の縦覧に供する。 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公 づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十七日から同年六月十六 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和四年五月二十七日

山

口

山口県知事 村 岡 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

東洋鋼鈑株式会社

氏名又は名称

工場又は事業場の名称及び所在地

東洋鋼鈑株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄

び同法第六十六号の電気めっき施設 鋼業の用に供する圧延施設、同法第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及 変更しようとする事項の内容

四

Щ

П

県

(定期)

) 0	えぎ、こういうこうのであるこう。	(117) 111	ミンチー
カリ	らの酸又はアル	同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同		未の用に供する	一号の鉄鋼業	第一第六十	水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、		「六六」とは、	「六五」及び	_ ^ ^	備考 「六一
	"	"	一四七	110	"	"	"	"	"	"	変更後	
	検出せず	検出せず	一五	<u> </u>	"	"	<u>-</u>	五	 O	八	変更前	"
"	五	四	"	"	"	"	"	"	. "/	"	変更後	
111, 000	_	〇 · 五	四〇	1110	"	"	-10	 O	九≀二	"	変更前	″
"	"	"	"	"	"	"	五二	三五	"	"	変更後	7
六、0110	五・七	四 · 五	五 五.	三五	1110	-10	四 〇	三五五	二 九 (五	五.五五五	変更前	六六
"	四二	三五	五九・四	四九・二	"	"	三五五	1 011	"	"	変更後	,
五〇〇	六	五	七.四	六:二	五〇	=======================================	五五	-10	_ _ ≀ <u>≡</u>	"	変更前	″
"			五二・六	四三五五	"	"	<u></u>	九 九	"	''	変更後	,
九三〇	四	三。四四	〇 : 六	〇 · 五	"	"	110	一 六	"	"	変更前	'
"	三九・七	三一九	五二元五五	四三・四四	"	"		九二・三	"	''	変更後	2
1,01110	三・七	二 九	〇 · 五	〇 · 四	一八八	=======================================		九・三	_ _	五	変更前	E.
	_	〇 · 五	三	_	"	"	"	"	"	"	変更後	,
	三五五	一 · 五	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"	"	変更前	″
	_	〇 · 五	二	_	"	"		五〇	"	"	変更後	-
	三五五	一 · 五	検出せず	検出せず	<u> </u>	五	11, 000	100	七 六 五 五	七	変更前	六
通	最大	通常		通常	最大	常	最大通	通常	最大	通常		
汚水等の一日当だりの量	mg / ℓ	燐%	(mg / ℓ 素	室	(mg fg / b 量	浮遊物	素要求量	化学的酸素	(水素指数)	水素イオ	項目	種類
うくぎつ		1									_	

	令和	4年	5,	月27	金曜	
	No	. 1		排		五.
	ŧ	岸		321		排出
	ス	k		水		水 の
]		П		汚染状
	変	変更		項		態の
	 変更後	前		目		値及び
	"	七:	通常	水素イ	LIL	排出
		五.	最	(水素指数)	排	水の量
	"	九≀五	大	指濃 数度	出	<u> </u>
			通	化学:	,,	
	"	<u>=</u>	常	字的酸	水	
			最	大 素要求		
	"	八八	大	ℓ量	の	
			通	浮		
	"	<u> </u>	常	遊気物	汚	
			最	mg /質		
	 "	= 0	大	<u>ℓ</u> 量	染	
			最	mg鉱 /油	710	
	 "	五	大	ℓ 類	状	
	三三	五	通	窒		
	七	<u>:</u>	常		態	
	一八.四		最	mg	,6,	
	 四四	八	大	ℓ 素	の	
	_	三	通		V	
	 一十六	<u>.</u>	常	燐%	値	
	三	五.	最	mg	IE	
	 · 四	· 四	大	$\stackrel{\ell}{\mathbb{C}}$		
	五	五	通	扫出	į	
	五七、四	六、上		オの	(
	四 四 九	五六、七五四	常	77 E	- -	
			最	出水の一日当たりの量(m	· -	
Ĺ	六八、	六七、		量)	
	六八、二六七	六七、五二七	大	m	3	
	七	t				

3		山		П		県	ž	報		(定期)	复	第 307	号
		理施設	薬注・加圧浮上処			理施設	中和·凝集沈殿処			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	亡 匹 里		種	
		L 里 矣	夕 野育		夕 王 名	<u></u> 型 美) j	処理前	夕 王 名	 见 里 参	を野	 型 前	項	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
	''	"	"	七	"	七 五	"	六	11	"	"	三	通水素イオオ	=
	"	"	"	八~六	"	九~五	"	_ ○ 五 \ 三	"	"	"	三 二.八 ミ	(水素指数)	汚水
	″	一 九	"	二 八	"		1]111	一八八	一 九		一 九	= =	通常。	
	"	二八	"	三四四	"	一八	111111	二八	"	"	"	-10	最 大 大 大	0
	"	五	"	四 五	"	<u> </u>	"	一〇六	"	110	"	1111	通常数	
	"	<u> </u>	"	1110	″	1110	"	二〇六	"	五一	"	五六	最 mg g l l l l l l l l l l l l l l l l l	
	"	六	五三	五	"	五	"	三九	"	"	"	検出せず	最(mg鉱油 大)類	Į
	"	"	"	検出せず	一三・七	五	一三・七	五	一七・九	六・三	一七・九	六・三	通窒常	状態
	"	"	"	検出せず	一八.四	八	一八.四	八	三四:二	九 · 九	二四:二	九 · 九	最 mg 大 e 素	
	"	"	"	検出せず	一・六	11 · 1	五	三、八	六二	四 · 八	六・二	四 · 八	通常	<i>k</i> -t-
	"	"	"	検出せず	三・四	五 四	1 1 • 111	九・六		九 · 九		九 九 九	最 (mg / 化)	
	一八、二五〇	二〇、二五	一八、二五〇	二〇、二五〇	五七、四四九	五六、七五四	五七、四四九	五六、七五四	四〇、六二四	三七、九二九	四〇、六二四	三七、九二九	通 ?	
	〇二一、三八〇	二五〇二三、八八〇	0 二一、三八0	〇 二三、八八〇	九六八、二六七	四六七、五二七	九 六八、二六七	四六七、五二七	四四七、六三七	九四四、三九七	四四七、六三七	九四四、三九七		汚水等の一日当たりの量 (゚゚゚゚)

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一

号

第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、

周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

山口県告示第百四十九号

No. 2

排

水

 \Box

変更前

変更後

No. 3

排

水

 \Box

変更前

変更後

	"	"	"	"
	'l'	"	'l'	八~七
	"	"	"	
	"			_
		"	"	
	"	"	"	
_	"	"	"	五 検出
				検出せず
	"	"	"	検出せず
	"	"	"	検出せず
	"	"	"	検出せず
	"	"	"	検出せず
	"	1,000	ly.	0
	"		"	

山口県告示第百四十八号

小郡インター流通団地土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、

令和四年五月二十七日

県

事務所の所在地

小郡インター流通団地土地区画整理組合

土地区画整理組合の名称

山口市小郡下郷一二二五番地の二

山

五.

変更認可の年月日

令和四年五月二十七日

事務所の所在地を山口市小郡明治一丁目一六番二四号とする。

几

変更の内容

口

設立認可の年月日

平成八年九月十日

村 岡 嗣

Ш 口県知事

政

(九〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

落札に係る特定役務の名称及び数量 事務を担当する課の名称及び所在地 総務部防災危機管理課 山口市滝町一

番

山口県総合防災情報ネットワークシステム

(防災情報再整備)

業務

式

契約の相手方を決定した手続

 \equiv

兀 落札者を決定した日

般競争入札

令和四年四月十二日

五. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二一番

六 落札金額

口県知事

村

岡

嗣 政

八の八、六七六の二及び六七五の一地先の四、六六七の五、六六八の五、六六八の五、六六四・○二、六五五の二三、六六三の二、六六四・○、六五五の二三、六五八の二七、六六四・○下松市大字末武上字菊市六五五の一○、六五五の二

五、

地

名

及

び

番

地

(メート

ル員

(メ メ ト ト

ル長

指定年月日

六

000

五〇〇

口

処分をした年月日

令和四年五月十六日

七

その他 入札公告日 令和四年三月一日

億九千八百万円

 (\Box) 契約担当者 調達方法 山口県知事

村岡

嗣政

 (\equiv) 落札方式 購入等

最低価格

(九一) 建設業の営業の停止命令

により、 建設業法 建設業の営業の停止を命じました。 (昭和二十四年法律第百号。以下 「法」という。)第二十八条第三項の規定

令和四年五月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

商 号又は 名称 株式会社仙崎市川組 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、

代表者の氏名及び許可番

Щ

号

主たる営業所の所在地 長門市仙崎三六五番地

表者 0) 氏名 市川 聡

可 号 山口県知事許可 (特一二九)第九二三三号

停止を命じた営業の範囲 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、

る法人が発注者であるもの 共法人又は建設業法施行規則 地方公共団体、法人税法 んせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業の営業であって、国、 (昭和四十年法律第三十四号)第二条第五号に規定する公 (昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定す 鋼構造物工事業、舗装工事業、

営業の停止の期間

令和四年五月二十日から令和五年五月十九日まで

兀 処分の原因となった事実

定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。 和四年三月十七日に広島簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受け、その刑が確 前代表取締役が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十八条の罪により、



山口県公安委員会告示第二十号

ら施行する。 山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、令和四年五月三十日か 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年

令和四年五月二十七日

改める。 表山口県長門警察署の部三隅警察官駐在所の項位置の欄中 三隅下 を 三隅中」

山

 \Box

県

公

安

委

員

会

に



山口県監査委員告示第一号

る監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間 地方自治法 次のとおりである。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定す

令和四年五月二十七日

しゆ

品川

充洋

岩国市今津町六丁目九番一〇一二号

氏

村田

治子

山陽小野田市大字東高泊四一二の

Ш

 \Box

県

監

査

委

員

三月三十一日まで令和四年五月二十七日から令和五年

七